



屋根雪下ろし作業等労働災害防止対策



- (1) 屋根の雪下ろしを行う際には、**原則として2人以上**で行わせる。作業者に保護帽（**墜落時保護用のもの**）を着用させ、高さが2 m以上の墜落危険箇所での作業では、**手すり**を設置するか、これが困難な場合には、**墜落制止用器具（安全帯）**を取り付けるための設備（**アンカー、親綱等**）を設け、必ず墜落制止用器具を確実に着用させるなどの措置を講じる。
- (2) 屋根の材質が、**スレート、アクリル板等**で踏み抜きの危険がある場合は、**歩み板**を設ける、**防網を張る**等により墜落防止措置を講ずる。この場合、予め作業場の積雪の状態、建物の構造（屋根の材質、勾配の滑り止めの有無等）の状況を確認し、滑りにくい靴底の長靴の着用する等、適切な作業手順を定めておく。なお、作業においては**指揮者**を選任し、これらの事前調査や現場の管理を行わせることが望ましい。
- (3) 昇降はしごは、十分な長さのものを使用し、必ず**転位防止措置**を講じる。
- (4) 軒下での除雪作業は、事前に**雪庇を落下させる**等、軒下の雪庇の状態を事前に確認し作業するよう徹底する。また、自然落下式屋根の軒下での作業等で軒先から落雪のおそれがある場合は、**囲いや表示で立入禁止措置**を講じ、**屋根上等での上下同時作業は原則として禁止する**。
- (5) 除雪作業を行う際には、河川、側溝、路肩、雪に埋もれた構造物等の位置を予め確認し、**標識を立てる**等により転落防止措置を講ずる。特に、除雪に車両系建設機械などを用いる場合には、事前に周囲の地形や建築物、雪に埋もれた構造物等の情報を入手し、その結果を踏まえた作業計画を立て、関係者に周知する。また資格のある技能に習熟した者に作業を行わせる。
- (6) 除雪機等の回転部分に障害物、圧雪等が詰まった場合は、**エンジンを止め、回転が完全に止まったことを確認**してから対処する。
- (7) 除雪車等への巻き込まれを防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への立入禁止の措置を徹底する。特に建設業の元方事業者等は、関係請負人等（交通整理の警備員等の配置を行う者等）と予め十分な連絡調整を行う。

